

令和2年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

1	防災対策部の組織機構について	1
2	令和2年度防災対策部予算について	2
3	新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について	3
4	東日本大震災等への支援について	5
5	消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる 消防防災活動について	8
6	三重県の防災・減災対策について	14
7	地域防災力の強化について	16
8	災害対策活動体制の充実・強化について	18
9	迅速な対応に向けた防災情報の共有化について	23
10	危機管理の推進について	28
11	国民保護の推進について	30

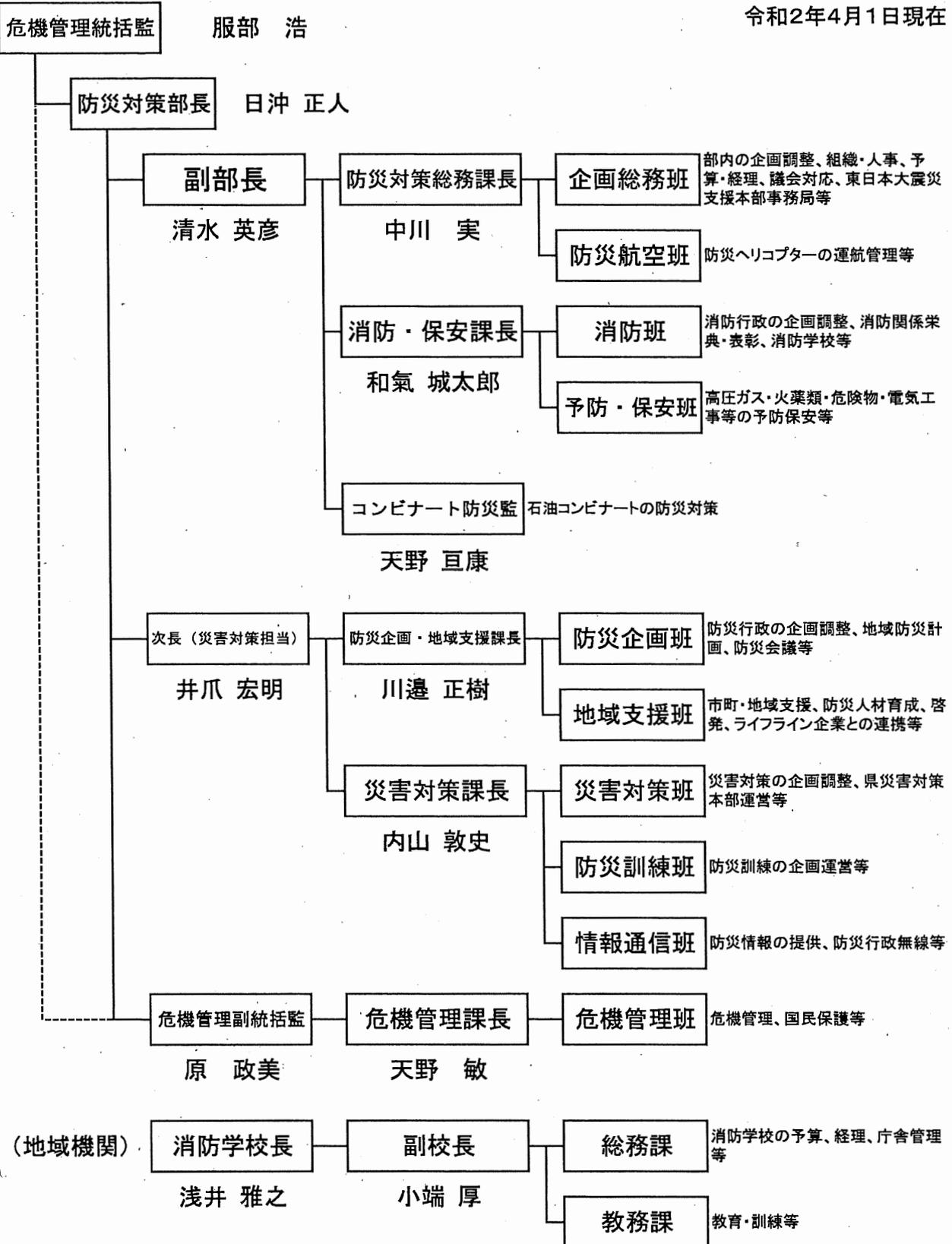
【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：令和2年度当初予算主要事業

令和2年5月26日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について

令和2年4月1日現在



職員数

本庁	75 (15)
地域機関	14 (7)
合計	89 (22)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 令和2年度防災対策部予算について

○施策毎の予算状況

(単位：千円、%)

施策・基本事業名 (主な構成事業名)	令和2年度 当初予算額	令和元年度 6月補正後予算額	比較	
			増減	増減率
1 1 1 災害から地域を守る自助・共助の推進	222,891	162,911	59,980	136.8
11101 多様な主体が連携した防災活動の促進 ・「みえ防災・減災センター」事業 ・みんなでつくる避難所プロジェクト事業 ・地震対策推進事業 ・地域減災対策推進事業	130,995	124,934	6,061	104.9
11102 県民の適切な避難行動を促進するための 防災情報の提供 ・防災情報プラットフォーム事業 ・避難行動促進事業	91,896	37,977	53,919	242.0
1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり	6,226,265	2,440,299	3,785,966	255.1
11201 防災・減災対策の計画的な推進 ・DONETを活用した津波予測・伝達システム 等展開事業 ・職員防災人材育成事業	41,453	16,430	25,023	252.3
11202 災害対策活動体制の充実・強化 ・防災訓練費 ・災害対応力強化事業 ・気象情報収集事業 ・防災行政無線整備事業 ・国民保護対策費	5,985,581	2,220,192	3,765,389	269.6
11205 消防・保安対策の充実・強化 ・消防行政指導事業 ・高圧ガス指導事業	199,231	203,677	△ 4,446	97.8
1 2 1 地域医療提供体制の確保	13,235	12,894	341	102.6
12103 救急医療等の確保 ・救急救命活動向上事業	13,235	12,894	341	102.6
行政運営2 行財政改革の推進による県行政の 自立運営	1,011	1,258	△ 247	80.4
40201 県民の皆さんに成果を届けるための 仕事の進め方改革の推進 ・危機管理推進事業	1,011	1,258	△ 247	80.4
人件費	573,173	583,766	△ 10,593	98.2
その他	126	126	0	100.0
防災対策部 計	7,036,701	3,201,254	3,835,447	219.8

3 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 概要

三重県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部の設置に伴い、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、対策を実施しています。

4月10日からは、対策本部の事務局機能の拡充・強化のため、危機管理を所管する防災対策部が加わるとともに、本部体制を各部局横断型組織として再編し、全庁体制で対策にあたっています。

2 「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の運営

防災対策部では、危機管理の観点から「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」事務局の総括班を担っており、本部の運営や総合的な方針立案等に携わっています。

[対策本部で取りまとめた主な措置等] (4月10日以降)

- ・三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」(4月10日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～(4月20日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2～三重を守るために～(5月5日)
- ・三重県緊急事態措置解除の基本的考え方(5月11日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」～命と健康を守るために～(5月15日、5月22日改訂)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver.2～県民の皆様へ 命と健康を守るために～(5月26日)

3 県主催のイベント開催の判断基準

5月26日時点の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」は、別添資料のとおりです。

4 移動自粛の啓発パトロール

例年、多くの人の移動が想定される時期である4月27日から5月14日まで、移動自粛の啓発活動として、啓発パトロールを県内全域において行いました。

具体的には、防災対策部、地域防災総合事務所・地域活性化局、建設事務所、農林水産事務所のパトロール車を活用し、観光名所、景勝地、山岳地域、河川、海岸線、漁港等において、スピーカーによる移動自粛のお願いや状況の確認、防災啓発車による高速道路サービスエリアでの県外からの移動自粛の啓発活動を実施しました。

5 避難所における感染対策

(1) 避難所運営への支援

4月に国から発出された避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する通知を各市町へ周知するとともに、出水期を控え、県独自の取組として、市町が避難所における対策を進めていただくための参考資料をとりまとめ、4月21日付けで発出しました。

また、市町等が行う避難所の運営を支援するため、5月末を目途に、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に感染対策を詳しく盛り込む改訂を進めています。

さらに、避難スペースの確保に向けて、市町に対して災害時における避難所としてのホテル・旅館の活用についてのアンケート調査を実施しており、今後、その結果もふまえ、関係部局とも連携して必要な対応について検討します。

(2) 地域減災力強化推進補助金の対象拡大

対策に取り組む市町への支援として、地域減災力強化推進補助金の対象品目に、避難所を運営する市町職員や自主防災組織などのスタッフの感染防止のためのマスクや消毒薬等を追加し、7市町から申請がありました。

(3) マスク等の備蓄

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況において、避難所での感染防止を図る観点から、マスク及び消毒液等を速やかに供給できるよう、県としても、現物で一定量を備蓄していきます。

4 東日本大震災等への支援について

1 東日本大震災への支援

知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」（平成 23 年 3 月 14 日設置、知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成）において、全庁的な支援体制を構築しており、各部局が情報を共有しながら被災地・県内避難者への支援に取り組んでいます。（令和元年度：2回開催）

また、3月11日には、県庁講堂において追悼式を開催しています。（被災県以外での開催は三重県のみ）

(1) 令和元年度の主な取組

①人的支援（派遣期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	河川等の災害復旧業務	総合土木	1名
岩手県	水道施設の災害復旧業務	電気	1名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1名
計			4名

②被災地への支援・交流事業

- 「東日本大震災被災地等派遣職員活動記録集 2019」を作成し、関係機関へ配布〔防災対策部〕
 - 県本庁舎及び地域庁舎における東日本大震災応援ポスター展の開催〔防災対策部〕
 - GAPに取り組む三重県農業大学校とアグリカレッジ福島の交流・連携により、農産物の交換販売を行うとともに人的交流を実施〔農林水産部〕
 - 宮城県の農業農村の復旧復興をパネル展示でPR〔農林水産部〕
 - 三重の里ファン倶楽部メールマガジンにおいて、岩手県久慈市のグリーンツーリズムの体験プログラムを紹介〔農林水産部〕
 - 高校生および中学生等が宮城県、福島県を訪問し、ボランティア活動や交流学习等を実施〔教育委員会〕
 - GAPに取り組む県内の高校生が福島県の高校生と人的交流を実施〔教育委員会〕
- ※東日本大震災九周年追悼式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止〔防災対策部〕

③県内避難者への支援

三重県への避難者数（令和2年4月末現在）

岩手県 86名 宮城県 44名 福島県 127名 茨城県 55名

その他 31名

計 343名（112世帯）

- 避難者総合相談窓口を設置[防災対策部]
- 県ホームページにおいて生活関連情報を提供[防災対策部]
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせについて、市町を通じて避難者へ配布[防災対策部]

（2）令和2年度の取組

①人的支援（派遣期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	水道施設の災害復旧業務	電気	1名
	河川・海岸等の災害復旧業務	総合土木	1名
岩手県	水道施設の災害復旧業務	電気	1名
福島県	避難者支援業務（災害救助業務、生活再建支援業務）	一般事務	1名
計			4名

②被災地、県内避難者への支援・交流

東日本大震災十周年追悼式の実施や高校生および中学生等の被災地訪問（ボランティア活動、交流学习等の実施）など、引き続き全庁的な連携を図りながら、支援・交流を行っていきます。

2 その他災害への人的支援（中長期）

◆令和元年東日本台風（台風第19号）

年度	派遣先	業務内容	職種	人数	計
R1	長野県	道路、河川、流域下水道施設等の災害復旧業務	総合土木	3名	4名
	長野県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名	
R2	長野県	流域下水道施設等の災害復旧業務	総合土木	1名	1名

※令和元年度には、短期派遣も実施

◆平成30年7月豪雨

年度	派遣先	業務内容	職種	人数	計
R1	広島県	復旧業務（治山事業）	林業	1名	2名
	愛媛県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名	
R2	広島県	復旧業務（治山事業）	林業	1名	1名

※平成30年度には、短期派遣も実施

◆北海道胆振東部地震

年度	派遣先	業務内容	職種	人数	計
R1	北海道	道路、河川等の災害復旧業務	総合土木	1名	1名

5 消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる消防防災活動について

1 消防の広域化及び連携・協力

平成30年4月1日、消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「消防連携・協力に関する基本指針」が改正され、都道府県の「消防広域化推進計画」の再策定が示されました。

このため、県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）をとりまとめました。

(1) 推進計画の概要

推進計画では、10年間の振り返りと10年後の消防の姿や、今後の消防の広域化及び連携・協力の推進などについて、中長期的な広域化を展望しつつ、推進期限である令和6年4月1日までの各地域における取組内容を記載しています。

①消防の連携・協力の推進

県内の以下の地域において、消防の連携・協力に関する検討が進められています。

ア 通信指令業務の共同運用

- (ア) 津市・鈴鹿市・亀山市地域
- (イ) 志摩広域・鳥羽市地域
- (ウ) 伊賀市・名張市地域

イ はしご自動車の共同整備

- (ア) 鈴鹿市・亀山市地域

②消防の広域化の推進

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化も展望しながら、取組を進めていきます。

(2) 令和2年度の取組

各地域における勉強会や検討会にオブザーバーとして引き続き参加するとともに、関係市町や消防本部間の消防の広域化及び連携・協力に関する仲介や連絡調整等の支援を行います。

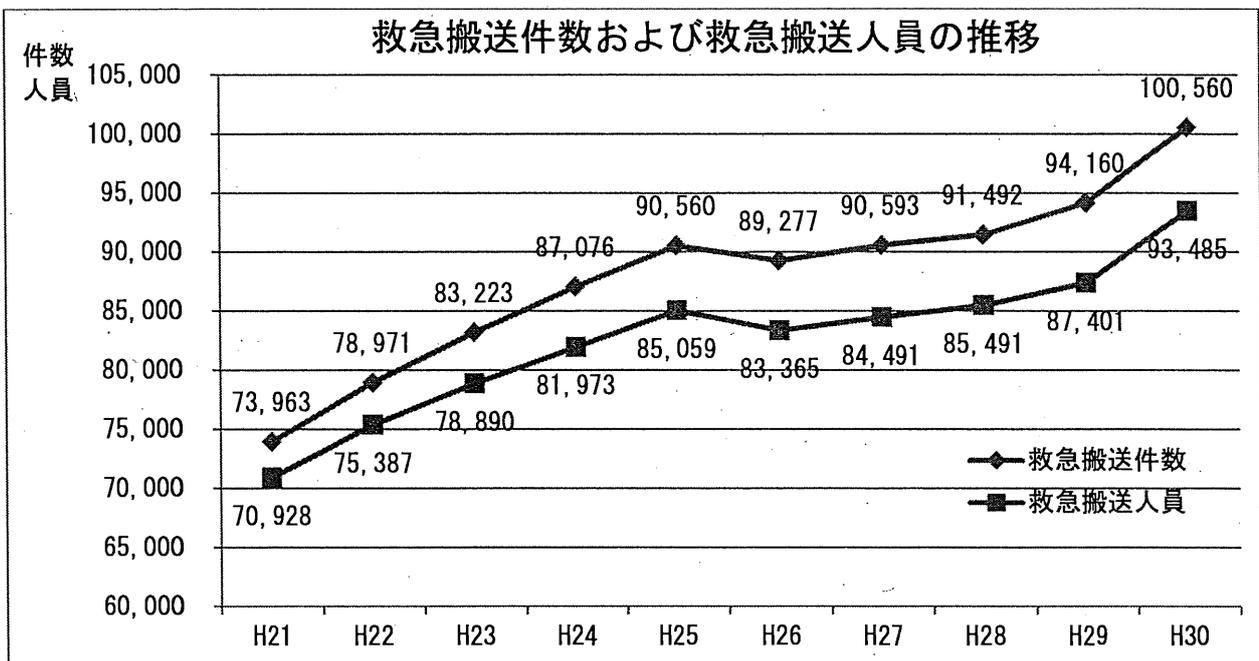
2. 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

(1) 概要

救急出動件数及び救急搬送人員数は年々増加しており、平成30年の三重県内における救急出動件数は100,560件（対前年比6.8%増）、搬送人員は93,485人（対前年比7.0%増）となっています。

一方、救急搬送人員の半数以上（平成30年：55.2%（全国：48.8%））が軽症者であることから、各消防本部においては、救急車の適正利用の啓発を推進するとともに、各地域において医療機関と連携し、救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

※ 全国（平成30年） 救急出動件数対前年比4.1%増、搬送人員対前年比3.9%増



(2) 令和2年度の取組

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施していきます。

また、救急救命士養成機関（一般財団法人救急振興財団等）への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。

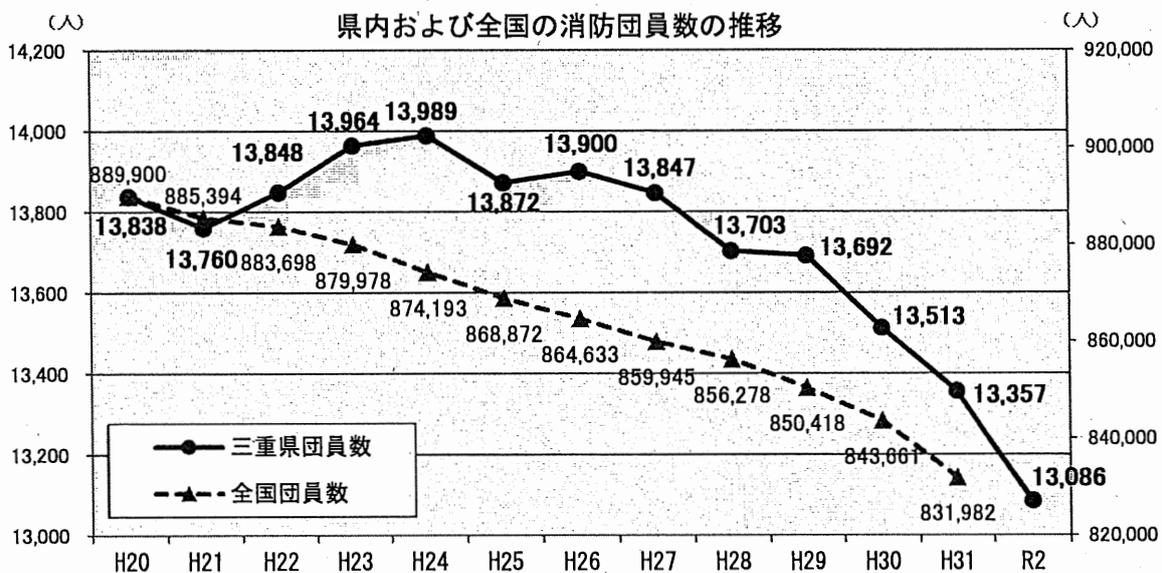
3 消防団の充実・強化

(1) 概要

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな役割を担っていますが、全国的に団員数の減少、平均年齢の上昇などが課題となっており、本県においても消防団員数は昨年度から271名減少し、13,086名（R2.4.1現在：速報値）となっています。

平成21年から平成31年の10年間の推移を比較すると、全国の減少率（▲6.0%）よりは低いものの、本県の減少率は▲2.9%となっています。

また、県内消防団員の平均年齢は42.4歳（全国平均41.6歳）、女性消防団員は487名で全団員に占める割合は3.6%（全国3.6%）となっています（H31.4.1現在）。



(2) 令和2年度の取組

①消防団充実強化促進事業（新規事業：令和2年度から3か年）

市町における学生やOB団員などを対象とした機能別団員制度の導入および女性消防団員加入の取組を促進させるとともに、地域特性や消防団の実情に応じた創意工夫ある消防団員の確保および消防団の活性化に係る取組を支援し、消防団の充実強化をめざします。

ア 消防団充実強化促進事業補助金

活動服や装備品、女性消防団員が活動しやすい環境整備の補助

イ 消防団充実強化促進研修会

消防団長や幹部団員、市町担当者等を対象に、機能別団員制度の導入および女性消防団員の加入促進等をテーマとした研修会の開催

②その他の入団促進の取組

消防団への理解促進等を目的に、三重県消防協会と連携し、広報媒体等を活用した啓発や情報発信を行うとともに、消防団員およびその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店」制度の円滑な運営に取り組みます。（R2.4.1現在：1,346店舗）

また、若年層等の入団促進を図るため、大学等への啓発資料の配布や市町への「学生消防団活動認証制度」の活用を働きかけるとともに、「三重県青年・女性消防団員研修会及び交流会」を開催します。

4 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

(1) 概要

①高圧ガス・LPガス

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査および立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、LPガス販売事業等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

②火薬類

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査および立入検査等を実施しています。

③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止のため、電気工事業の登録および事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生および被害の拡大防止のため、危険物取扱者および消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

(2) 研修会等の開催

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止およびコンプライアンスの徹底等を図るための研修会を開催しています。

【参考】令和元年度の取組

○保安対策セミナー 令和元年7月18日(四日市市) 77名受講
石油コンビナートの保安推進のための講演会を実施

○コンプライアンス・保安推進研修会

事業所におけるコンプライアンスや災害防止、施設管理の留意点等の他、高圧ガス等関係法令の改正状況や許認可手続き等について周知

※ 令和2年3月12日(津市)、13日(四日市市)において開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止し、事業者に県HPを通じて周知。

(3) 令和2年度の取組

高圧ガス、LPガスおよび火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する検査、指導や危険物取扱者等への講習を適切に実施することにより、引き続き事故防止、保安の確保を図っていきます。

また、事故防止およびコンプライアンスの徹底等を図るための研修会を開催します。

5 石油コンビナートの防災対策

(1) 概要

全国の石油コンビナート地域は、令和元年度末で33都道府県に83区域（特別防災区域）が指定されています。

県内では、四日市臨海地区および尾鷲地区の2区域が指定されていますが、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止に伴い、規制を受ける事業所は四日市臨海地区の34事業所となっています。

また、国から平成31年3月に示された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ガイドライン」に基づき、令和2年3月に三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを行いました。

なお、令和元年度の県内石油コンビナート地域における火災等の事故発生状況は、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、8件の事故（四日市臨海地区）が発生しています。

(2) 令和2年度の実施

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理徹底を指導するとともに、ソフト面の支援策として、保安担当者の意識向上を図るため研修会などを開催します。

また、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止に伴い、尾鷲地区について特別防災区域の指定が解除される予定であることから、これに伴い三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを行います。

6 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

(1) 概要

平成5年4月に発足した三重県防災航空隊は、消防組織法により県が設置して市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、火災防御活動等を担っています。

現在(2代目)の防災ヘリコプター「みえ」は、平成29年9月1日に供用を開始し、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、航行経路を全国で共有できる「動態管理システム」などを加え、県の消防防災体制を強化しています。

① 運航管理体制

- ・ 基地 津市伊勢湾ヘリポート(津市雲出鋼管町2-2)
- ・ 人員体制 防災航空班10名(うち9名は、市町消防職員)
※ヘリコプターの操縦、点検整備等は委託
- ・ 運航時間 8時30分から17時15分まで
※緊急時は、日の出から日没まで

② 航空隊の主な任務

- ・ 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送
- ・ 河川・海等での水難事故や山岳遭難事故等における捜索・救助
- ・ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- ・ 林野火災等における空中からの消火活動
- ・ 災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加

③ 航空隊の緊急運航実績

(注) 県外の件数は内数。

		H 27 年度		H 28 年度		H 29 年度		H 30 年度		R 元年度	
			県外		県外		県外		県外		県外
救 急		39	4	32	3	47	8	31	4	28	5
救 助	水 難	13		4		5		5		5	
	山 岳	39	4	40	4	44	8	31	5	30	6
	その他	0		0		2		2		1	
災害応急対策		1	0	0	0	0	0	2	0	2	0
火災防御		1	1	2	0	6	0	0	0	2	0
合 計		93	9	78	7	104	16	71	9	68	11

(2) 令和2年度の取組

引き続き、救助要請を行う消防本部等と緊密に連携し、情報収集等を行い、安全運航のもと、様々な緊急運航要請に的確、迅速に対応してまいります。

6 三重県の防災・減災対策について

三重県では、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災対策行動計画」をはじめ、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」等により、防災・減災対策を推進しています。また、条例に規定する職員の人材育成を図るため、「三重県職員防災人材育成指針」による取組を進めています。

1 三重県防災対策推進条例

(1) 目的

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策を推進することを目的としています。

(2) 条例の改正

当条例は、平成21年3月の制定から10年間を経過し、この間に発生した東日本大震災や紀伊半島大水害等をふまえた対策や、ICTの進展に伴う新しい社会(Society5.0)への対応及び事前復興の考え方(SDGs)といった今後の方向性を反映させるための改正を令和2年3月に行いました。

今年度は、県民や自主防災組織、事業者、市町等に条例改正内容の周知を図っていきます。

2 三重県防災・減災対策行動計画

(1) 目的

総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示し、「自助」「共助」「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めることを目的としています。

(2) 対策の構成(施策体系)

「三重県地域防災計画」と構成をあわせる形で、講じるべき対策を時間軸の観点で大きく3つの柱に区分し、「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」において推進すべき対策をまとめています。

(3) 計画期間

平成30(2018)年度～令和4(2022)年度(5年間)

(4) 重点的取組

行動計画では、これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めています。

(重点的取組)

- 1 県民の防災活動をさらに促進する。
- 2 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める。
- 3 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める。
- 4 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める。
- 5 県・市町の災害対策活動をさらに強化する。
- 6 様々な主体による防災力をさらに向上する。
- 7 災害に強いまちづくり(ハード整備)を進める。

(5) 進捗管理

毎年度の「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく主な防災・減災対策の取組結果について検証のうえ、実績レポートとして取りまとめており、今年度は本計画の中間評価もあわせて行い、6月に公表します。

3 三重県職員防災人材育成指針

(1) 目的

災害発生時等に、職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、中長期的に人材育成を図ることを目的に、令和2年3月に策定しました。

(2) 目指すべき「職員像」と「行動原則」

防災人材として目指すべき「職員像」と、職員の具体的な行動の指針となる「行動原則」を次のとおりとしています。

職員像

県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

職員一人一人が自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる職員

行動原則

- 行動原則1 被災地から学び備える
- 行動原則2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 行動原則3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 行動原則4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 行動原則5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

(3) 人材育成の方向性

職員が防災人材として身に付けておくべき能力は、各職員の役割や階層により異なることから、災害対応において各職員に割り当てられる「役割別」と階層に応じた「階層別」に区分し、取組を進めることとしています。

職員は、これらの取組を通じて、各自の役割や階層に応じて、研修等へ積極的に参加することで能力向上をめざします。

(4) 計画的な人材育成の取組

本育成指針を通じて、今年度から5年以内に全ての職員が行動原則に沿った知識や心構えが身につくように取組を進めます。

具体的には、毎年「三重県職員防災人材育成計画」を策定し、役割別・階層別の研修やOJTなどによる人材育成に計画的に取り組みます。

今年度は、「令和2年度三重県職員防災人材育成計画」に基づき研修を実施するとともに、標準教材を作成します。

7 地域防災力の強化について

南海トラフ地震等の大規模災害や激甚化する風水害に備えるため、「自助」「共助」「公助」の取組を促進するとともに、防災対策を日々の生活と一体のものとする、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図ることで、地域防災力を強化していくことが不可欠です。

本県では、三重大学と協働で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」による各種事業をはじめ、地域防災力強化推進補助金による市町の取組支援、防災技術指導員による地域支援、「みえの防災大賞」による顕彰などにより、地域防災力を強化しています。

1 みえ防災・減災センターの取組

みえ防災・減災センターでは、防災に対する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災に関するハブ機能、シンクタンク機能の向上に取り組んでいます。

また、同センターの職員に市職員（1名）を受入れ、市町職員の人材育成を行うとともに、市町のニーズを反映することで取組の充実に努めています。

(1) 人材育成・活用事業

地域防災力の向上を牽引する人材となる「みえ防災コーディネーター」などの人材育成と育成した人材を登録して地域との橋渡しを行う「みえ防災人材バンク」制度を運用しています。

なお、本年度実施予定の研修事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を延期または中止することもあります。

【主な事業】

- ・みえ防災コーディネーター育成講座（さきもり基礎コース）
- ・みえ防災塾（さきもり応用コース）
- ・市町等行政職員を対象とした防災研修
- ・自主防災組織リーダー研修 など

(2) 地域・企業支援事業

地域や企業等の防災・減災対策推進に関する相談窓口をセンター内に設置するとともに、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を実施しています。

【主な事業】

- ・「Myまっぷラン+（プラス）」による避難計画策定支援事業
- ・相談窓口の設置と運用
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営
（BCP策定支援、地域別企業防災研修等）
- ・地域防災研究会の開催
- ・DONET研究会の開催 など

(3) 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上に活用できる啓発コンテンツを整備するとともに、防災啓発事業を実施しています。

【主な事業】

- ・みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>) の運営
- ・みえ地震・津波対策の日シンポジウムの開催（12月） など

(4) 調査・研究事業

行政と大学が連携するセンターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマを選定のうえ、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施しています。

令和2年度は、「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害に関する調査研究」をテーマに調査・研究を実施します。

2 地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援

市町が取り組む、住民を風水害から守る「共助」の推進や南海トラフ地震対策等の充実・強化を支援します。

【補助区分】

○風水害対策の緊急促進

頻発する風水害に対し、住民の適切な避難行動につなげ、命を守る取組を緊急的に支援

○南海トラフ地震対策等の充実・強化

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、住民の耐震対策や避難、受援、復興に関する取組を支援

○避難所における感染対策の強化

新型コロナウイルス感染防止のため、補助金の対象品目にマスク・消毒薬等を新たに追加することで、避難所での感染対策の取組を支援

3 みんなでつくる避難所プロジェクト事業（県民参加型予算）

誰もが過ごしやすい避難所づくりを促進することを目的として、県民参加型予算（みんつく予算）を活用した事業を実施します。

実施にあたっては、みえ防災・減災センターと連携し、子ども向け避難所体験ゲームの開発や子ども向けDVD教材の作成を行うほか、防災レシピコンテストや企業等とコラボした資機材の開発を行います。

4 避難所運営の支援

市町が避難所を適切に運営していくには、地域の実情に応じた運営マニュアルを事前に作成しておくことが重要です。

県ではその指針となる「避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、防災技術指導員が市町や自主防災組織等からの依頼を受けてマニュアル作成を支援しています。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の発生をうけて、現在、避難所における感染対策強化に関する「避難所運営マニュアル策定指針」の改訂を5月末を目途に進めています。

5 防災意識の醸成

防災啓発専門員による防災啓発車（地震体験車3台）を活用した地震の模擬体験による防災・減災に関する啓発活動や、「みえの防災大賞」による自主防災組織の顕彰など防災意識の醸成のための取組を実施しています。

8 災害対策活動体制の充実・強化について

大規模地震や風水害等に備えて、県や市町等において、防災訓練の実施や三重県版タイムラインの運用、受援体制の整備のほか、市町での各種マニュアル作成に対する支援等により、公助の基盤となる県・市町等における活動体制の充実・強化に努めています。

1 防災訓練による災害対応力の向上

過去の災害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することで、県民の防災活動に関する意識醸成を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練および県災害対策本部や県地方災害対策部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の向上を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況の推移をふまえて、下記訓練の時期と内容については、関係機関と調整中です。

(1) 実動訓練

各地域で最も大きな被害をもたらす災害を想定した三重県総合防災訓練を、過去の開催実績や地域バランスを考慮して開催場所を決定し実施しています。

今年度は南海トラフ地震を想定し、伊勢市、玉城町、度会町と連携し、「三重県・伊勢市・玉城町・度会町総合防災訓練」として、救出救助、被災者支援、物資輸送などの連携を図ることを目的とした訓練を実施します。

開催日：令和2年11月15日（日）

場 所：伊勢市（メイン会場）、玉城町、度会町（サブ会場）

(2) 図上訓練

年度当初の新たな体制であっても災害対策本部における対応が的確に行えるよう、4月10日に災害対策統括部配備要員訓練を実施しました。

また、関係機関との連携強化を推進しつつ、災害対策本部における組織と個人の活動能力の向上を図るため、総合図上訓練（9月1日）および統括部図上訓練（1月29日）を実施します。

各地方災害対策部においても、各地域での災害特性に応じて、対応力向上のために図上訓練等を実施します。

(3) 他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練を実施します。

- ・ 中部緊急災害現地対策本部訓練 11月19日、20日
- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（愛知県） 時期未定
- ・ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（徳島県） //
- ・ 中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域防災訓練 //
- ・ 中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 //
- ・ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー02） //
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練） //

2 受援計画の市町展開

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際には、国や他県等からの応援活動が実施されます。こうした応援活動を受けて、被災者の支援を効果的に行うためには、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要となります。

このため、本県では、平成30年3月に策定した「三重県広域受援計画」に基づき、実効性を高めるための訓練等を行っており、あわせて、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町においても受援体制づくりをより一層進めていただくよう市町に計画策定の働きかけを行っています。

令和元年度末までに7市町において受援計画が策定されたところであり、全市町における受援計画の早期策定を促進するため、今年度においても、本手引書をもとに、市町のニーズを踏まえた市町受援計画策定支援の研修会等を開催していきます。

3 タイムラインの市町展開

県では、発災前から予測できる風水害に対する事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」時系列で整理することで被害を最小化することを目的に、平成30年4月から「三重県版タイムライン」を本格運用しており、台風到達が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じています。

また、被害を最小化するためには、県だけでなく被害が想定される市町も一体となって取り組むことが重要であるため、関係市町との意見交換等を経て、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町にタイムライン策定の働きかけを行っています。

令和元年度までに18市町においてタイムラインが策定されたところであり、本年度中に全ての市町でタイムラインが策定されるよう引き続き支援していきます。

4 DONETを活用した津波予測・伝達システム

DONET (Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis) とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する「地震・津波観測監視システム」のことで、南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。熊野灘沖の東南海地震の震源域に設置されたDONET1と、潮岬沖から室戸岬沖の南海地震震源域に設置されたDONET2とがあり、DONET1は平成23年8月から、DONET2は平成28年4月から運用されています。

(1) 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の展開

県では、このDONET1の観測情報を活用し、津波の発生を緊急速報メールで地域住民に伝えるとともに、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測して県庁に設置されたモニター等に表示する「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩サミットの地震・津波対策として整備し、平成28年5月から伊勢志摩地域(伊勢市は緊急速報メールのみ)で運用を開始しています。

また、平成29年度からは、伊勢志摩地域と同様に、南海トラフ地震発生時に深刻な津波被害が想定されている南部7市町(南伊勢町(旧南島町地域)、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)に本システムを導入するため、津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施しました。

さらに、本システムによる津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を今年3月から開始し、あわせて緊急速報メールの配信地域を拡大しました。

・三重県が活用するDONET1には、22の観測点があり、各観測点には、強震計、広帯域地震計、水晶水圧計などの観測装置が設置され、さまざまなタイプの海底の動きを捉えることが可能である



DONETを活用した津波予測・伝達システムの機能と特長



(2)津波即時予測機能

地名	最早到達時期	最大波高 (cm)
▼南伊勢	※ 09:04	1224
▼Gokasho	※ 09:04	1224
▼志摩	※ 09:06	1326
▼Hanao Iwa	※	

(1) 緊急速報メール
津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉に送信。

(2) 津波即時予測機能
津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁モニター等に表示。

(1) 緊急速報メール
○津波の観測が継続している場合は、これを知らせるメールを1時間ごとに発信し、浸水域に戻ることを防止する。
○メール本文は和英併記とし、日本語を母語としない人にも情報を提供する。

(2) 津波即時予測機能
○地震発生直後や夜間等、防災ヘリ等で現地の確認が困難な場合であっても、システムが表示する情報に基づき、人員派遣の配分決定等、早期の災害対応に活用する。

(2) 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の今後の展開

伊勢市以北の伊勢湾岸地域においても本システムを導入するため、令和元年度から津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施しており、今年度も伊勢湾岸地域での津波予報業務の開始に向けて引き続き作業を進めます。

5 海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、スーパー伊勢湾台風が襲来したり、大規模な地震が発生した場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうしたなか、桑員2市2町では、桑名地域防災総合事務所とともに構成する桑員地域防災対策会議で、当該地域の住民が自治体の枠を越えて円滑に避難する場合の、海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策に取り組んでいます。

昨年度は、伊勢湾台風60年防災訓練の課題をふまえ、「いつ、誰が、何をするか」を整理した広域避難タイムラインのたたき台を作成しました。

今年度中の広域避難タイムライン策定に向けて、引き続き、取組を進めていきます。

6 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

令和元年5月に、中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるために気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下、「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

臨時情報のうち、「巨大地震警戒」が発表されると、事前避難対象地域の住民は、1週間避難を継続するなどの対応をとることとなるため、県や市町において、臨時情報が発表された際にすみやかに対応できるよう、情報連絡・伝達体制の構築や避難対策などに取り組む必要があります。

昨年度は、津地方気象台や市町等の参画を得て「防災施策に関する研究会」を開催し、市町での計画策定に関する課題や進捗状況の情報共有を図るとともに、事前避難対象地域の設定についての県の考え方を示すなど、市町の計画策定を支援しました。また、「三重県南海トラフ地震防災対策推進計画」および「三重県地域防災計画」の修正を令和2年3月に行いました。

今年度は、引き続き市町の支援を進めるとともに、タウンミーティングを開催し、県内関係団体に対しても南海トラフ地震への防災対策を周知・啓発することで三重県全体の災害対応力の向上を図ります。

【参考】

○ 事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難勧告等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。

○ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難勧告等を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

○ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

7 AI技術を活用した避難対策

これまですみやかに入手することが困難であった発災前後の現場等からの情報を、SNSとAIを活用しリアルタイムに収集するシステムや、AIスピーカーを音声操作することで避難に必要な情報を容易に収集できるシステムを開発し、より適切な避難行動につなげる取組を行っています。

昨年9月に伊勢市で実施した実証訓練もふまえ、今年度は、9月以降にモデル市町において一部機能での運用を開始するとともに、来年度からの正式運用に向けたシステム開発を行っています。

(1) AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化

平成30年7月豪雨に関する岡山県の検証では、消防本部に寄せられた「越水」などの現場からの情報が県に伝わらなかった事例があり、こうした重要な情報を県が迅速に収集し、住民に伝えることができなければ避難行動につなげられていたとの指摘がなされています。

このような課題を解消するため、消防団や河川巡視員等が現場で入手した被害の状況等を現場写真とともにLINEで県に提供し、受け取った情報はAIが地図上に自動でマッピングし可視化するシステムを開発し、県や市町の災害対策本部で正確な情報をリアルタイムに把握し活用することで、効果的な避難情報の提供につなげます。

(2) AIスピーカー等を活用した避難情報等の提供

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風（台風第19号）で亡くなられた方の約7割が60歳以上であり、被災地での調査では「高齢の方は若い方に比べて災害時に避難する意識が低い」という結果が出ています。

一方で、被災者へのアンケートでは、31.8%の方が家族等からの呼びかけが避難のきっかけになったと回答しています。

このことから、これまで推進してきた高齢者世帯に対する地域の共助による避難の呼びかけに加え、県民のAIスピーカーやスマートフォンを使った避難情報等に関する質問にAIが回答するシステムを開発することで、高齢者等が音声操作で必要な情報を容易に取得したり、AIから得た情報をもとに離れて暮らす家族が高齢者等に避難するきっかけとなる呼びかけをできるようにすることで、避難行動を促進していきます。

9 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

災害発生時の迅速な災害対策活動に向けて、防災情報プラットフォームを用いて防災関係機関との情報共有を行うとともに、県民へ防災情報の提供を行っています。

また、NTT等の公衆回線が途絶えた際も通信を確保できるよう、防災通信ネットワークを構築し、気象情報等の防災情報を関係機関へ確実に伝達しています。

地震災害では県内に甚大な被害が懸念されるため、県内各地に震度計を配備した震度情報システムにより、地震発生時に迅速な初動対応が行えるように情報収集を行っています。

1 防災情報プラットフォーム

(1) 概要

県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みである防災情報プラットフォームは、「防災みえ.jp」ホームページ、「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス、防災情報システムで構成されています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報、地震・津波情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報を県民等に提供するシステムであり、これまでの文字による情報に加え、避難勧告・指示、避難所開設、被害状況については、地図を活用した情報提供も行っています。

また、防災に関する各種資料等を提供するとともに、気象情報、地震・津波情報等については、携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス

登録者に電子メール、ツイッターおよびLINEによって、気象情報、地震・津波情報等の提供を行っています。

また、令和2年4月23日からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、「Yahoo!防災速報」での防災情報等の配信を行っています。

各登録者数（令和2年4月時点）

- ・メール配信 42,708人
- ・ツイッター 3,055人
- ・LINE 15,993人
- ・Yahoo!防災速報 約32万人

③防災情報システム

県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に役立てるとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム）を通して報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて情報提供されます。

(2) 令和2年度の取組

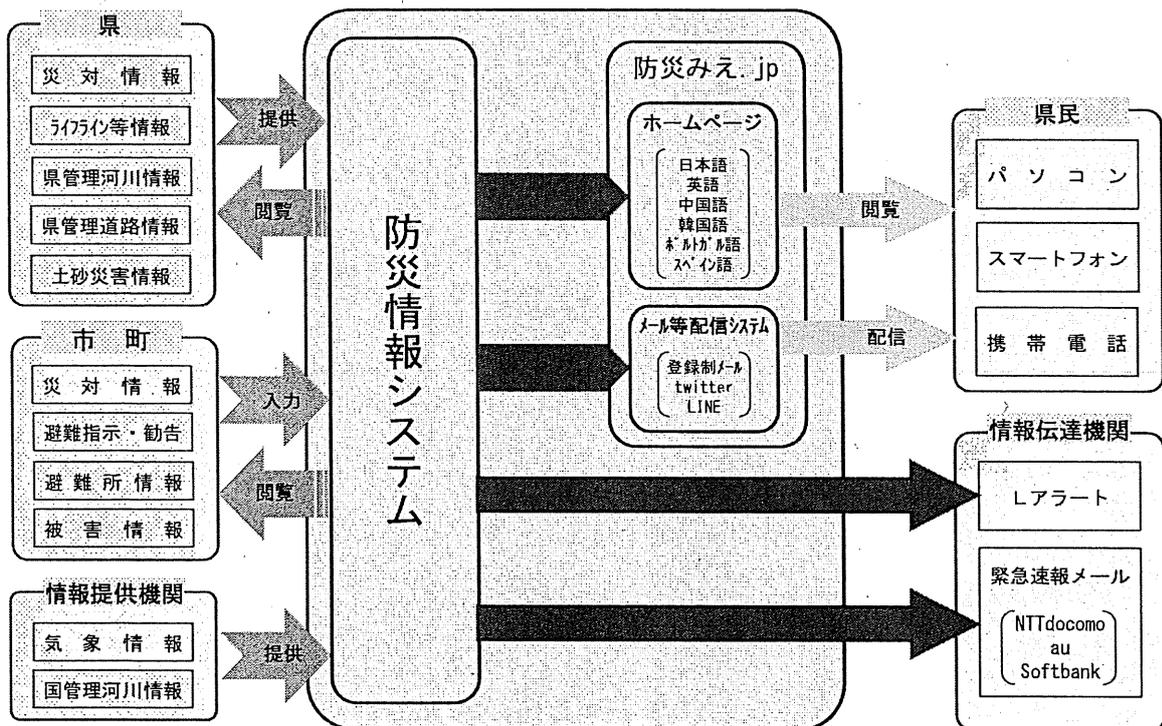
防災みえ.jp ホームページによる情報発信については、県民の皆さんに必要な情報をわかりやすく提供できるよう内容の充実を図ります。

また、メール、ツイッターおよびLINEによる情報発信では、県民の皆さんの適切な避難行動につなげられるよう、わかりやすく呼びかけます。

防災情報システムについては、継続的な改善を図り、令和2年度には次の機能改修を行います。

- ・南海トラフ地震臨時情報への対応
- ・気象庁および市町が発表する警戒レベルへの対応
- ・台風強度の予報日数の変更（3日→5日）

防災情報プラットフォームの概要



2 防災通信ネットワーク

(1) 概要

防災通信ネットワークは、災害時に防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線および有線系通信設備で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しており、気象警報・注意報等の防災気象情報に防災関係機関に迅速かつ確実に伝達しています。

また、災害時に防災ヘリコプターにより撮影した被災地の画像情報等を、防災通信ネットワークを活用して、県および市町の災害対策本部でリアルタイムで確認できます。

(参考)

①設置状況

設置場所(機関名)	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系	有線系
県庁舎等	13	13	10	13
中継所	—	23	—	—
端末局	119	135	52	75
市 町	29	46 ^{*1}	29	45 ^{*1}
消防本部	15	15	15	16 ^{*2}
警察署関係	19	19	1	0
医療関係	21 ^{*3}	21 ^{*3}	4	0
報道関係	3	3	0	0
県地域機関、県関係	19	19	0	12
国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0
合計	132	171	62	88

※1 市町の地上系および有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

※2 消防本部の有線系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、消防本部から離れた消防指令センターにも設置している所があるため

※3 令和4年度に、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センターの3箇所地上系が追加され、21箇所となる予定

②各設備の特徴

ア 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局および車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

ウ 有線系通信

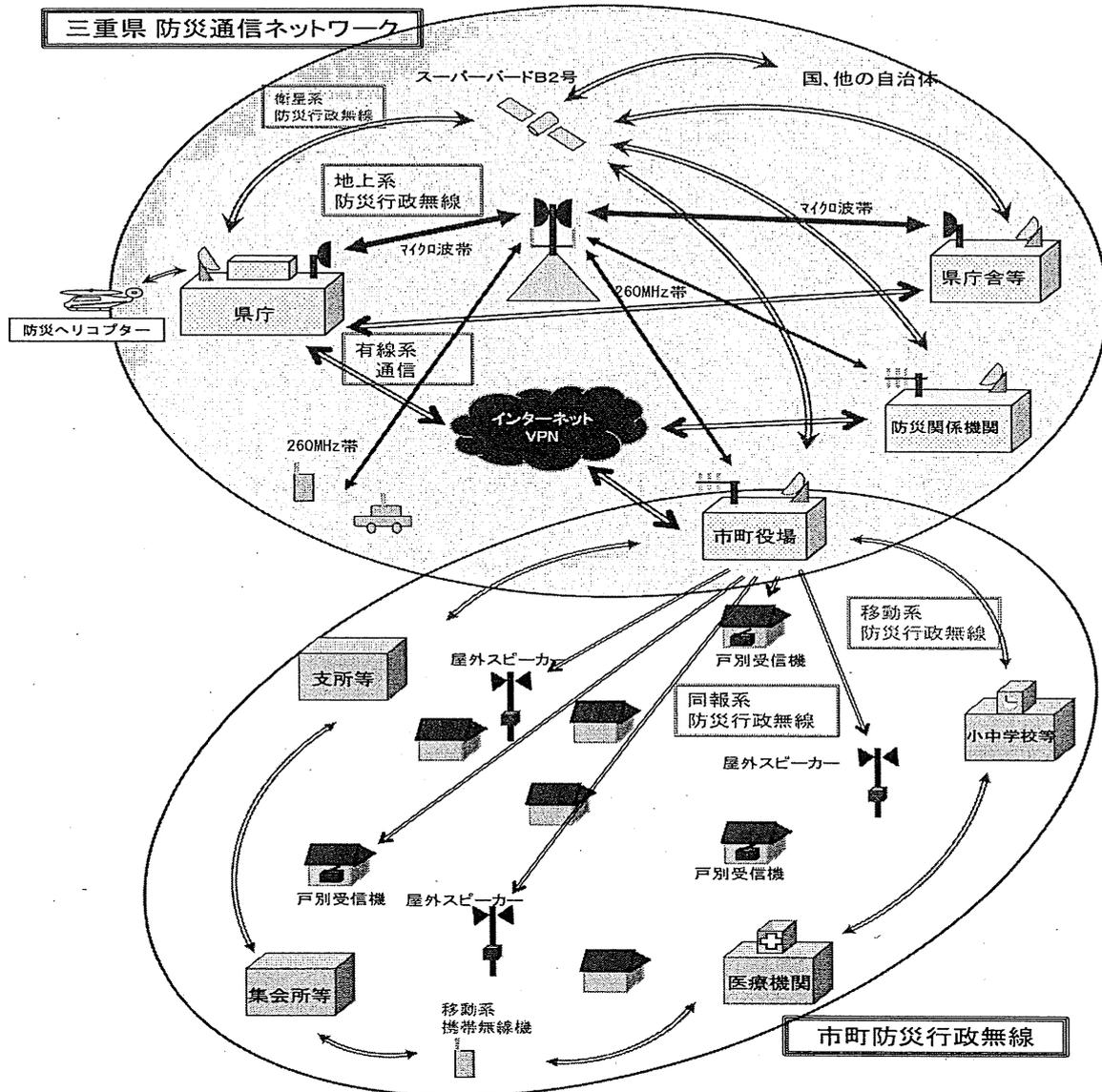
インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 令和2年度の取組

現在使用している地上系防災行政無線設備は、前回整備から15年が経過し、老朽化による故障が増加してきていることや、一部の無線機が電波関係法令の改正により令和4年11月までしか使用できないこと、また、有線系通信設備は機器が保守期限を迎えていることや、使用しているOSのサポートが終了していることから、地上系防災行政無線設備および有線系通信設備の更新工事（令和元年度～4年度）を行っています。

令和2年度は、消防関係施設や中継所に設置の無線設備、並びに有線通信設備等の更新工事を行います。

「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



(参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29市町のうち、28市町が同報系無線（同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応）を、29市町が移動系無線を整備しています。

3 震度情報システム

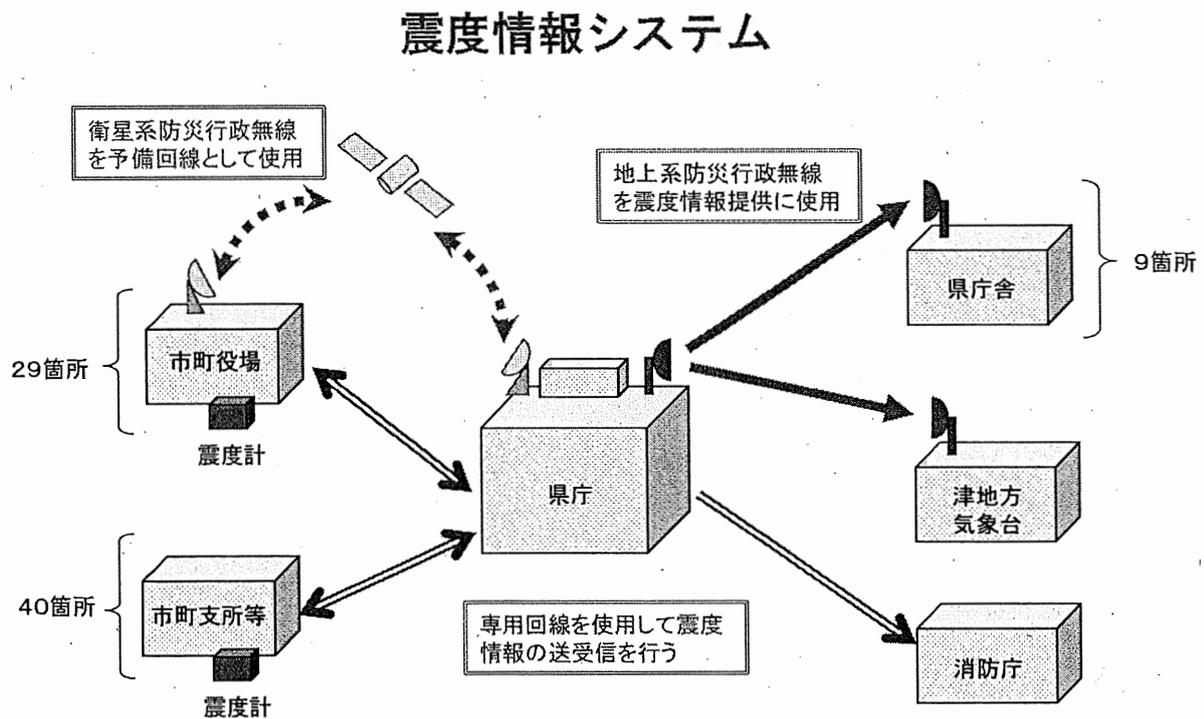
(1) 概要

震度情報システムは、県内の市町および支所等の 69 箇所に設置した震度計で震度情報を収集するもので、その情報は災害対策本部における被害状況の推定および初動対応の検討等に活用するとともに、気象庁および消防庁にも提供しています。

(2) 令和 2 年度 of 取組

現在使用している震度情報システムについては、メーカーのサポート期間が終了し、修理対応が不可能なことから、震度情報の確実な収集体制を維持するため、平成 30 年度にサーバーと 2 箇所の震度計の更新を完了しました。

残り 67 箇所の震度計について、令和元年度から令和 2 年度にかけて更新工事を行っており、これにより震度情報システムにおける全ての更新作業が完了します。



(参考) 気象庁、消防庁に送信される震度情報について

気象庁では、気象庁が設置している震度計、全国の都道府県が設置している震度計および国立研究開発法人 防災科学技術研究所が設置している震度計による震度情報を集計し、データの確からしめの検証を行ったうえで、一般に公表しています。

また、消防庁では、全国の都道府県が設置している震度計による震度情報を集計し、被害状況の推定および初動対応の検討に使用しています。

10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」および「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制

平成24年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。また、平成25年度には、「危機管理地域統括監」を設置し、地域における危機管理機能を強化しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

(1) 防災対策部の主な取組

①危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

②発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じることとしています。

③リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、危機管理に関する情報等について全庁へ情報共有を行うことにより、危機発生の未然防止を図っています。

④危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

⑤研修・訓練

- ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施
- イ 課長等（本庁の課長および地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施
- ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

(2) 令和2年度の取組

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。

3 内部統制制度

地方自治法の改正により、令和2年4月1日から、内部統制制度が導入されました。

今後は、「三重県における内部統制に関する方針」に基づき、各所属においてリスクへの対応策を定め、業務を適正かつ効果的に実施していきます。

本県の内部統制体制については、内部統制の推進を総務部、内部統制の整備・運用状況の独立的評価を防災対策部が担うこととなり、令和3年度以降、庁内の体制や各所属における内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、監査委員の意見を付して議会に提出のうえ、公表します。

11 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行っています。(直近では、平成 29 年 12 月に国基本指針が新たに変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月に県国民保護計画を変更しました。)

3 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。昨年度は、令和元年 11 月に国、市町、関係機関と国民保護共同図上訓練(検討会方式)を実施しました。

なお、今年度は、令和 3 年 1 月に国との共同図上訓練の実施を予定しています。

【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30、令和元年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練：平成 29 年度

4 ^{ジェイ・アラート} J-ALERT*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である Jアラートが県内すべての市町に整備されています。

今年度は、全国一斉情報伝達試験が 3 回(令和 2 年 5 月 20 日、10 月、令和 3 年 2 月)実施されるため、これらの試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合の対処について、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。

***J-ALERT (全国瞬時警報システム)**

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、地域の実状をふまえ、市町と連携・協力し、避難施設の指定を行ってきたところです。

昨年度は、国管理道路の地下通路など(37か所)を避難施設に指定しました。引き続き、より多くの避難施設を指定するよう取組を進めます

【避難施設の指定状況】

平成31年4月1日現在： 施設数 1,902 収容人数 3,143 千人

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準
(令和2年5月26日時点)

(1) 基本的な考え方

5月25日、政府は、特定警戒都道府県として指定されていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等の5都道府県の緊急事態宣言を解除しました。これにより、4月7日の7都府県への発令から始まった国内史上初の緊急事態宣言は、全て解除されたこととなります。

国内の感染状況は、4月上中旬の全国的な感染拡大の進行が見られた頃と比較すれば大幅な改善傾向にあります。政府は『新しい生活様式』の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、移動自粛やイベント開催の基準等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方針を示しました。

こうしたことをふまえ、県が主催するイベントについて、次のとおり取り扱うこととします。

- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・参加者が特定できる場合においても、感染防止対策を十分に講じることができない場合は、中止または延期とします。
- ・全国的な人の移動を伴うイベント(スポーツの試合等)は、6月18日まで中止または延期とします。6月19日以後は、まずは無観客での開催とします。7月10日以後は、下表の規模(参加人数)、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件により開催の可否を判断します。
- ・【5月31日まで】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で開催するイベントは、中止または延期とします。なお、その他府県での開催については、当該府県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。
- ・【6月1日から6月18日まで】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県での開催については、当該都道府県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、下表の規模(参加人数)を目安とし、かつ屋内にあっては参加人数が収容定員の半分以下であること、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)を満たし、(2)の感染防止対策を徹底のうえ、実施するものとします。

また、下表の参加人数に満たないイベントであってもイベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意することとします。

期間		屋内	屋外
5月26日から 6月18日まで	参加人数	100人以下	200人以下
	収容率等	50%以内	十分な間隔
6月19日から 7月9日まで	参加人数	1,000人以下	
	収容率等	50%以内	十分な間隔
7月10日から 7月31日まで	参加人数	5,000人以下	
	収容率等	50%以内	十分な間隔

※8月1日以降の取扱いについては、国の方針に基づき検討

(2) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など適切な感染防止対策を徹底することとします。

(開催前の対策)

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること
 - 【5月31日まで】県外にお住まいの方は、感染防止の観点から、参加について、今一度検討いただき、控えていただくようお願いいたします。
 - 【6月1日から6月18日まで】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にお住まいの方は、当該都道県の移動に関する方針に十分留意し、慎重に対応していただくようお願いいたします。
 - 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
 - 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
 - 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。
 - 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

- ・参加者へ手洗いの推奨を行うこと。
- ・①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対応策を講じること。
- ・密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が行われないようにすること。
- ・その他、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること。
- ・感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう参加者に対して呼びかけること。
- ・6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。

(3) 留意事項

本開催基準については、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。